平成２６年（フ）第４８８号
福岡市博多区対馬小路１番９―602号
債務者　今崎　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９０号
福岡市城南区別府５丁目10番16―201号
債務者　渡辺　一志
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８号
仙台市青葉区双葉ケ丘２丁目３番26号　紗莉館102
債務者　松崎　秀幸
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
仙台市太白区郡山６丁目６番７―102号
債務者　佐藤　一男
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目14番12号　リベラコートＡ棟201号、旧住所茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目13番９号　鴨志田第二住宅
債務者　酒井　未麗
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷780番地２
債務者　小林　秀一
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
埼玉県秩父市黒谷1110番地　市営前原住宅35号
債務者　本間　　靖
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
兵庫県姫路市書写台３丁目140番地　書写台鉄筋住宅２棟201号
債務者　岡本　敏寿
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０８号
広島市安佐北区可部南１丁目15番41―105号
債務者　廣瀬　巧伸
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１３号
福岡市南区和田４丁目16番８―101号
債務者　渡邉　　暢
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３号
宮崎県日南市大字平山2237番地６
債務者　加力　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江4783番地１
債務者　井﨑みち子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５８号
佐賀県武雄市山内町大字大野9096番地２
債務者　坂口　　唯
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６４号
岐阜市北一色９丁目４番13号　パナハイツナカシマＢ206号室
債務者　伊藤　敦雄
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目４番地　サウスパーク601
債務者　内山　　章
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４３号
岐阜市切通６丁目４番18号
債務者　本藤　正幸
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４４６号
愛知県北名古屋市加島新田加島西28番地　平田橋ハイツ103号
債務者　加藤　　正
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部